

独立行政法人空港周辺整備機構
平成18年度業務実績評価調書

平成19年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

平成18年度業務実績評価調書：空港周辺整備機構

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成18年度計画			
<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1)組織運営の効率化</p> <p>事務事業の効率化の観点から、独立行政法人化の時点で、大阪国際空港事業本部の経理部及び周辺整備推進室、代替地対策課、東京事務所を廃止し、民家防音第1課及び第2課を統合し民家防音課に再編する。</p> <p>共同住宅の新規建設は廃止したが、既存住宅の維持管理業務は継続し、処分に関する業務が新たに生ずることから、共同住宅担当組織は従来どおりとする。</p>	<p>1. 業務運営の効率化に関する年度計画</p> <p>(1)組織運営の効率化</p> <p>さらなる業務の効率的運用と責任体制の明確化を図りつつ、社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、業務の実態に即した適切な組織体制を構築する。</p>	3	<p>年度計画を着実に実施し、組織運営の効率化に向け実行されている。</p>	
<p>(2)人材の活用</p> <p>機構組織全体について、国・府・県・市との人事交流を推進し、若い人材を任用するなどにより組織を活性化する。</p>	<p>(2)人材の活用</p> <p>組織の活性化が図られるよう、若い人材の任用に関して国・府・県・市と引続き調整・協議を行うと共に、機構内職員の配置換等により人材の活用を図る。</p>	3	<p>若年化を図り効果を上げており、年度計画を着実に実施している。</p>	

項 目		評定結果	評定理由	意 見
中期計画	平成18年度計画			
<p>3)業務運営の効率化</p> <p>①代替地造成事業の効率化</p> <p>イ 大阪については、代替地の保有区画数は1区画以内とする。必要に応じて一般処分も行うものとする。</p> <p>また、今後取得する場合の代替地の保有期間は3年以内とする。</p> <p>ロ 福岡については、代替地の保有区画数は2区画以内とする。必要に応じて一般処分も行うものとする。</p> <p>また、今後取得する場合の代替地の保有期間は3年以内とする。</p> <p>ハ 一般処分を行う場合は、ホームページへの掲載、地元広報誌等への情報提供を実施するとともに、自治体等の公共代替地への提供も行う。</p>	<p>(3)業務運営の効率化</p> <p>①代替地造成事業の効率化</p> <p>移転補償対象者のニーズを把握し、代替地の需要がある場合には適切に対応する。</p>	—	<p>年度評価としては、実績がないため、効率化に関する評価は困難。</p>	
<p>②共同住宅</p> <p>イ 採算性を検討し、現状及び見通しを公表する。</p> <p>ロ 熊野町住宅については、一般処分に向けて入居者の移転を進める。</p> <p>ハ 戸別処分を行う小中島住宅については6戸以上を処分する。</p> <p>ニ 服部本町住宅の空家については、定期借家権を付入居資格者以外への賃貸の拡大を図っていくことにより、空家率を4%以下にする。</p> <p>利倉西住宅(第1、第2、第3)については、定期借家権を付入居資格者以外への賃貸を拡大し、空室率を25%以下にする。</p>				

項 目		評定結果	評定理由	意 見
中期計画	平成18年度計画			
<p>③事業費の抑制 事業費について、単価の見直しや事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で5%以上（住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものを除く事業については1.5%以上）に相当する額を削減する。</p>	<p>②事業費の抑制 事業費については、事業執行方法の改善等を通じて効率化を促進しさらなるコストの縮減等を推進する。 また、住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものについては、昨年度に引き続き、業務処理の最盛期に当たるため、集中的な執行を行う。</p>	4	住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものを除く事業については、約53%の削減を達成しており、事業費抑制の努力は行われている。努力の範囲外の事業費増加は評価に馴染まぬ。	
<p>④一般管理費の抑制 一般管理費について、業務の集約化及び電子化、ペーパーレス化を推進する等、業務処理の方法を工夫し効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で13%以上に相当する額を削減する。</p>	<p>③一般管理費の抑制 一般管理費について、業務の集約化・効率化の推進等により認可法人時の最終年度（平成14年度）比で13%以上に相当する額を削減する。</p>	4	一般管理費削減27%の成果の達成は優れている。	
<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1)業務の質の向上 業務の質を向上させるため、次の措置を行う。 ①業務の調整及び意見聴取のため、出資者である国・府・県・市及び関係自治体で構成する「連絡協議会」を設け、年2回以上開催する。</p>	<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画 (1)業務の質の向上 業務の質を向上させるため、平成18年度において次の措置を実施する。 ①連絡協議会の開催 業務の調整及び意見聴取のため、出資者である国・府・県・市及び関係自治体で構成する「連絡協議会」を年2回開催する。</p>	3	開催回数に加え、効果も考慮し、より着実に。	

項 目		評定結果	評定理由	意 見
中期計画	平成18年度計画			
②事業に関する情報の共有化及び職員相互の連帯意識並びに業務に係る専門知識の向上のために弁護士・公認会計士・税理士等の外部講師による職員研修（年3回程度）を実施する。	②職員の資質の向上 外部講師等による職員研修を年3回程度実施する。	3	研修回数の目標は達成したので、職員資質向上の質にも注目してほしい	
③1年サイクルの内部評価制度を導入し、前年度の業務の評価が次年度の目標設定・業務の実施に着実にフィードバックできるようにする。	③業績評価の業務への反映 平成17年度の事業及び平成18年度上半期の事業について内部評価委員会を開催し、その内部評価の結果を踏まえ、以後の計画策定・業務の実施方法等に反映させる。	3	年度計画は達成しているので、内部評価などの実質活動の前進をさらにはかること。	
④独法移行時において会計規程等の見直しを行うとともに、新たに審査役及び契約係長を設置する。				
⑤広報活動の充実 イ ホームページ、パンフレット等の内容を充実させ、独立行政法人評価委員会の評価結果を含めて積極的に各種情報を提供する。 ホームページについてはアクセス数を10%増加させるとともに、書き込み欄への意見を分析する等により、地域住民のニーズを把握する。 ロ 関係自治体と連携を図りパンフレットの配布・自治体広報誌への掲載等の広報活動を行う。 ハ エアフロントオアシスや緑地整備を完了した個所について、成果を周知するため、看板の設置等を行う。	④広報活動の充実 イ ホームページについては、アクセス数の実績を把握しつつ、一般の方々にもわかりやすい公表資料、データ等の各種情報を積極的に提供することにより、アクセス数を8%増加させる。 ロ パンフレットについては、内容の充実を図るためリニューアルするとともに、環境対策における広報活動の充実を図るため、空港等で行うイベントの機会を利用し、パンフレットを配布する。	3	年度計画は着実に実施している。	

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成18年度計画			
<p>(2)業務の確実な実施 周辺整備基本方針及び中期基本方針で策定された趣旨を踏まえつつ、各事業を進める。</p> <p>①再開発整備事業 イ 関係自治体との定期的情報交換を行うこと等により、都市計画や地域整備計画と整合する事業を実施する。</p> <p>ロ 施設の整備にあたっては、仕様等について企業からの提案を取り入れる等により、需要に柔軟・的確に対応する。</p> <p>ハ 中期目標の期間中に、需要の確実性を把握したうえで、7件の事業を行う。</p>	<p>(2)業務の確実な実施</p> <p>①再開発整備事業 イ 関係自治体と情報交換を継続的にを行い、都市計画や地域整備計画との整合を図りながら、施設整備を実施する。</p> <p>ロ 施設整備にあたっては、企業からの提案を積極的に取り入れるとともに、建設コスト抑制に努め、空港周辺地域及び施設利用者にとって利便性の高い施設整備を図る。</p> <p>ハ 平成18年度中に2件の整備を実施する。</p> <p>ニ 中村地区の事業者へ再開発事業用地を提供するため、土地を取得し、造成後譲渡を行う。なお、「移転先用地整備推進部会」において、事業の円滑な実施を図るための調整を行う。</p>	4	<p>中期計画の目標を上回る整備を実施し、単年度の目標件数も上回り、優れた実施状況である。なお、中村地区及び大井地区の整備は優れた実績であるが、中村地区の評価は移転補償の事項で別途評価することとした。</p>	
<p>②民家防音事業 工事の積算方法や審査方法の見直し、事務の効率化・簡素化に取り組み、交付申請から交付額の確定までの期間を15%短縮する。 なお、工事は特定時期に集中することなく計画性を持って実施する。</p>	<p>②民家防音事業 機能回復工事（再更新工事を含む）の計画台数は、引き続き増加傾向にあるが、事業の円滑な実施を図るため、更なる事務の効率化を模索し、工事が特定時期に集中しないよう計画的に行うことにより、交付申請から交付額の確定までの期間について、平成14年度実績に比して15%短縮することに努める。</p>	4	<p>年度計画を着実に実施し、短縮率16%は評価できる。</p>	<p>次期中期計画・目標の策定にあたっては、申請から交付額の確定までの期間短縮について、さらなる縮減を図るべく、高い目標設定を望む。</p>

項 目		評定結果	評定理由	意 見
中期計画	平成18年度計画			
<p>③移転補償事業 事務処理の迅速化を図り、移転補償及び土地の買入れについては申請から代金の支払いまでの期間を15%短縮する。</p>	<p>③移転補償事業 移転補償及び土地の買入れの申請から代金の支払いまでの期間については、引き続き物件調査等を効率的に行うことにより、平成14年度実績に比して15%短縮することに努める。 福岡の移転補償については、申請から代金支払いまでの期間短縮の阻害要因である持越物件の処理を着実に進める。また、処理期間の遅延の要因ともなっている相隣関係について、申請者へ隣接者との調整を行うよう適時指導することで、円滑な事務処理に努める。</p>	3	計画に沿って業務が実施されたのは認められるが、改善の余地はある。	
<p>④中村地区の移転補償事業 中村地区に係る移転補償事業については、下記により実施する。</p> <p>イ 中村地区整備協議会（幹事会）と意見、情報交換を行い整備を進める。</p> <p>ロ 地元自治会と密に連絡情報交換を行い、事務を円滑に進める。</p> <p>ハ 移転補償の事務（補償額の提示）を行うにあたっては住民及び事業者に必要な説明を行う。</p>	<p>④中村地区の移転補償事業</p> <p>イ 中村地区整備協議会（幹事会）と意見、情報交換を月に1回程度実施する。</p> <p>ロ 地元自治会との連絡情報交換を関係自治体とタイアップして実施し、円滑な移転補償の成約に努める。</p> <p>ハ 移転補償事務を行うにあたり住民及び事業者に必要な説明を行うとともに、電話等の照会に対しても適切に対応して事業に対する理解を求め、移転の進捗に努める。</p>	5	97%の棟の移転補償契約を締結し、残りの棟についても移転の同意を得、事業はほぼ完了する見通しである。半世紀の懸案事項を解決したことは、特筆すべき優れた実績である。	

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成18年度計画			
<p>㊦大阪国際空港周辺の緑地整備 大阪国際空港周辺の都市計画緑地の用地取得等については、国・地元自治体等との協力体制を強化し、着実に実施する。</p> <p>イ 利用緑地及び緩衝緑地第1期事業分は、概成に向けて推進する。</p> <p>□ 緩衝緑地第2期事業分については、平成19年度までに都市計画事業承認・認可を取得できるよう国・地元自治体等と調整する。</p>	<p>㊦大阪国際空港周辺の緑地整備</p> <p>イ 利用緑地、緩衝緑地第1期事業の用地取得については、未買収地約2.2ha（利用緑地残約0.4ha、緩衝緑地第1期残約1.8ha）のうち約0.4haを買収し、用地取得進捗率を約94%とする。 また、買収済みの土地約0.4haについて造成・植栽を実施する。</p> <p>□ 緩衝緑地第2期事業分については、利用緑地及び緩衝緑地第1期事業の進捗状況を踏まえつつ、都市計画事業承認・認可について大阪国際空港緑地整備推進協議会を活用して関係機関と引き続き調整する。</p>	3	概ね順調に年度計画通り実施されている。	緩衝緑地第2期分は、事業推進上、かなりの工夫が必要。
<p>㊦福岡空港周辺の緑地整備 福岡空港周辺の緑地整備を推進する。</p> <p>イ 空港北側地区において、地元住民等の要望も踏まえ、関係機関とも協力し、重点的に緑地整備を推進する。</p> <p>□ 空港南側の一定範囲については、平成19年度までに都市計画事業承認・認可を取得できるよう国・地元自治体等と調整する。</p>	<p>㊦福岡空港周辺の緑地整備</p> <p>イ 空港北側地区において、地元住民等の要望も踏まえ、関係機関とも協力し、重点的に緑地整備等の推進を図る。買収済みの土地約0.4haについて造成・植栽を実施する。</p> <p>□ 空港南側の一定範囲については、地域の実情等に配慮し、移転補償跡地等の有効活用、地域の活性化の観点から、都市計画事業を含む土地の有効活用方策について国・地元自治体等と調整する。</p>	3	年度計画通りの実施状況である。	

項 目		評定結果	評定理由	意 見
中期計画	平成18年度計画			
<p>(3) 空港と周辺地域の共生 国土交通省が進めるエコエアポート構 想に協力するほか、次の措置を行う。</p> <p>イ 周辺地域活性化促進協議会等を通 じ啓発活動を積極的に実施する。</p> <p>ロ 環境関係の見学要望には適切に対 応し、環境対策の理解を深める。</p> <p>ハ 校外学習の一環としての義務教育 機関からの環境学習の受け入れ等を推 進する。</p>	<p>(3) 空港と周辺地域の共生 空港周辺地域の緑地整備を推進する など国土交通省が進めるエコエアポ ート構想に協力するほか、次の措置を 行う。</p> <p>イ 周辺地域活性化促進協議会等の 機会を通じ環境関係の啓発活動を実 施する。</p> <p>ロ 環境関係の見学要望には適切に 対応し、環境対策の理解を深める。</p> <p>ハ 校外学習の一環としての義務教 育機関からの環境学習の受け入れ等 を推進するため、ホームページを活用 して広報に努める。</p>	3	年度計画を着実に実施していて、中 期目標の達成に向けて着実な実施状 況といえる。	
<p>3. 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 予算 別紙のとおり (2) 収支計画 別紙のとおり (3) 資金計画 別紙のとおり</p> <p>欠損金を30%圧縮する。 未収家賃を40%圧縮する。</p>	<p>3. 予算、収支計画及び資金計画に関 する年度計画</p> <p>(1) 予算 別紙のとおり (2) 収支計画 別紙のとおり (3) 資金計画 別紙のとおり</p> <p>純利益を計上することにより、欠損 金を25%以上圧縮する。</p>	4	欠損金の圧縮で目標の大幅達成の成 果を生み、優れた実施状況である。	
<p>4. 短期借入金の限度額 資金不足となる場合等における短期 借入金の限度額は、1,400 百万円とす る。</p>	<p>4. 短期借入金の限度額 資金不足となる場合等における短期 借入金の限度額は、1,400 百万円 とする。</p>			

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成18年度計画			
5. 重要な財産の処分等に関する計画 該当なし	5. 重要な財産の処分等に関する計画 該当なし			
6. 剰余金の使途 該当なし	6. 剰余金の使途 該当なし			
7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項 (1) 人事に関する計画 ①「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成18年度から平成22年度までの5年間において、人員について5%以上の削減を行うこととし、現中期目標期間においては、概ね2%の人員を削減することとする。 (下表のとおり) なお、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。	7. その他業務運営に関する重要事項 (1) 人事に関する計画 ①「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成18年度において、人員について17年度比で1%以上の削減を行うこととする。 なお、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。	4	中期計画の目標を上回って達成し、優れた実施状況にある。	

区分	常勤 役職員数(人)
平成17年度末	101
平成18年度末	101
平成19年度末	99
17年度と19年度の比較	△2
削減率	1.98%

項 目		評定結果	評定理由	意 見
中期計画	平成18年度計画			
②定年退職者の補充にあたっては原則として業務の進捗に応じ削減する。				
③国・府・県・市からの出向者については若返りを図り、人件費を抑制する。	②国・府・県・市からの出向者については平均して若返りを図り、人件費抑制につながる人事異動計画が策定されるよう引き続き要望すると共に、事前の調整・協議を充分に行う。	4	年度計画を着実に実施し、人件費削減に明確に寄与している。	
④独立行政法人への移行時において、組織及び職員数の見直しを行い、平成15年4月時点に比して、12名削減する。				

<記入要領>・項目ごとの「評定結果」の欄に、以下の段階的評定を記入するとともに、その右の「評定理由」欄に理由を記入する。

5点：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

4点：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

3点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

2点：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

1点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

- ・5点をつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評定理由」欄に明確に記述するものとする。
- ・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評価

業務運営評価（実施状況全体）

極めて順調	順調	概ね順調	要努力	評定理由
	○			各項目の合計点=63 項目数(18)×3=54 63/54=117%

<記入要領>

- ・個別項目の認定結果をもとに、以下の判断基準により、それぞれの欄に○を記入する。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が120%以上である場合には、「極めて順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が100%以上120%未満である場合には、「順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が80%以上100%未満である場合には、「概ね順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が80%未満である場合には、「要努力」とする。
- ・但し、評価の境界値に近接している場合であって、法人の主要な業務の実績に鑑み、上位又は下位のランクに評価を変更すべき特段の事情がある場合には、理由を明記した上で変更することができる。

総合評価

<p>（法人の業務の実績）</p> <p>○中期計画達成に向けて、全体的に着実、順調に業務を実施していると評価できる。</p> <p>○運営の効率化を図り、中期計画を上回る一般管理費の削減、人員削減の達成などコスト削減に向けた継続的な努力をし、欠損金の圧縮の実績を挙げつつ、事業においても大きな実績を挙げていることは特筆に値すると考える。</p> <p>○高いレベルでの努力が続けられており、これらが業務遂行に必要な時間の短縮などの業務の効率化、地元との緊密なコミュニケーションによる移転補償、再開発事業等の円滑な推進、また人員と人件費の抑制に現れている。これらの領域ではいずれも高く評価でき、事業は極めて順調に展開されていると考える。</p> <p>○本年度は、中村地区の移転補償事業について、全員移転に向けて、大きな前進が見られた1年であった。昨年度の共同住宅の案件に続き、機構の長年の懸案事項が、この2年間で解決に向けて大きく進捗したことになる。この点については、きわめて高く評価できる。このことは、地道なコミュニケーションと誠実な事業展開が受け入れられたことによると考える。この信頼関係は大きな財産であり、今後の事業推進に向けて、維持活用されるよう期待したい。</p> <p>（課題・改善点、業務運営に対する意見等）</p> <p>○自治体の事情によると思われるが、緑地や公園事業の進展に一部遅れが見られる。調整や協議の機会と内容の充実にさらに努力されたい。</p> <p>○民家防音事業については申請から完了まで期間短縮の目標を達成したことについては評価するが、未だ改善の余地はあると考えられるので、次期中期目標・計画の策定にあたっては、この点を考慮することを望む。</p> <p>○事業費のコスト縮減については、他動的に事業費が決定されるという側面があり、機構の努力による達成評価を適切に評価が出来るような目標・計画を工夫する必要がある。</p> <p>（その他推奨事例等）</p> <p>○職員の高質向上の取組みは継続する事が大事。それと共に、内部評価委員会の議論を活発に行い、風通しの良い組織にしていく事を目指してほしい。</p> <p>○当年度の評価とは直接的に関係ないが、中期目標評価は、次期中期目標期間開始後に行われると予想されるため、以下、いずれも中期目標期間の評価に関連することであるが、次期中期目標策定において考慮する必要があると考える。</p> <p>① 人材の活用ないし人事交流については、公務員との間の交流だけを目標として前面に押し出すことは問題であると考ええる。</p> <p>② 目標が完結型目標であるため、目標設定のための目標を掲げないことに留意すべきである。（真に利用者のニーズ等に基づいた目標設定にする必要がある。）</p>
--